

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第66号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例(昭和49年香川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 卒業を目的として、県の区域内に所在する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項の規定による文部科学大臣への届出に係る都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の認可を得た高等学校の通信制の課程に働きながら在学し、かつ、県の区域内に住所を有していること。ただし、定時制の課程(単位制によるものに限る。)又は通信制の課程に在学している者にあつては、当該課程を4年以内に卒業すると認められる学習計画を有すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1) 卒業を目的として、県の区域内に所在する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第3項の規定による文部科学大臣への届出に係る都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の認可を得た高等学校の通信制の課程に働きながら在学し、かつ、県の区域内に住所を有していること。ただし、定時制の課程(単位制によるものに限る。)又は通信制の課程に在学している者にあつては、当該課程を4年以内に卒業すると認められる学習計画を有すること。</p> <p>(2) 略</p>

(香川県立農業大学校条例の一部改正)

第2条 香川県立農業大学校条例(昭和59年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学資格及び受講資格)</p> <p>第5条 担い手養成科に入学することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(入学資格及び受講資格)</p> <p>第5条 担い手養成科に入学することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者とする。</p> <p>2 略</p>

(香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正)

第3条 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校等における児童等の安全の確保)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）<u>同法第124条</u>に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校で児童等に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、次項に規定する指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(学校等における児童等の安全の確保)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）<u>同法第82条の2</u>に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第83条第1項に規定する各種学校で児童等に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、次項に規定する指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3・4 略</p>

(香川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正)

第4条 香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 当該認定こども園を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第23条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該認定こども園を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第78条各号</u>に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。</p>

ア 幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 略

（ア） 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

（イ） 略

（3） 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

（4） 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

（イ） 略

（3） 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

（4） 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。